

品川区立月見橋在宅サービスセンター運営規程

（事業の目的）

第1条 地域密着型通所介護、品川区介護予防・日常生活支援総合事業による予防通所事業、認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護事業（以下「当事業」という）を実施する品川区立月見橋在宅サービスセンター（以下「当事業所」という）の従業者が、要介護状態又は要支援状態となった高齢者に対し、その有する能力に応じて、自立した日常生活を送るため、生活機能の維持・向上を目指すとともに、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに家族の身体的、精神的負担の軽減を図る事を目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 当事業所では、社会福祉法人さくら会の基本理念に基づき、要介護状態及び要支援状態並びに総合事業対象者となった場合においても、それぞれの人がその人らしく生活する姿勢を尊重し、そのために必要なサービスを提供する。
- 2 当事業所では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
 - 3 当事業所では、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
 - 4 事業の運営にあたっては、品川区等の行う福祉サービス、地域の医療機関および地域福祉活動等との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
 - 5 当事業所では、利用者が安心して過ごせる生活空間を提供するための環境づくりを意識して行うとともに、個々の状態に応じた役割や達成感を実感していただけるサービス提供に努める。
 - 6 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対してサービス利用上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うと共に利用者の同意を得て実施するよう努める。
 - 7 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当事業所が得た利用者の個人情報については、当事業所での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。
 - 8 当事業の提供にあたっては、介護保険法 118 条の 2 第 1 稿に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

（事業を実施する施設）

第3条 事業を実施する施設および所在地は、次のとおりとする。

- | | |
|---------|-------------------|
| 1 施設 | 品川区立月見橋在宅サービスセンター |
| 2 開設年月日 | 平成13年4月1日 |
| 3 所在地 | 品川区南大井3-7-10 |

- 4 電話番号 03—5767—0626
 FAX 番号 03—5767—0628
 5 管理者 品川区立月見橋在宅サービスセンター所長
 6 介護保険指定番号 1370901207

(従業者の員数および職務内容)

第4条 当事業所において事業を実施する従業者の員数および 職務内容は、以下のとおりとする。

	管理者	1名以上
認知症対応型通所介護		
介護予防認知症対応型通所介護		
単位1	生活相談員	1名以上
	看護職員	1名以上
	介護職員	2名以上
認知症対応型通所介護		
介護予防認知症対応型通所介護		
単位2	生活相談員	1名以上
	看護職員	1名以上
	介護職員	2名以上
地域密着型通所介護		
品川区介護予防・日常生活支援総合事業による予防通所事業		
単位1	生活相談員	1名以上
	看護職員	1名以上
	介護職員	2名以上

(従業者の職務内容)

第5条 前条に定める当事業所従業者の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、当事業所に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、利用者の通所介護（介護予防通所介護）計画に基づく看護を行う。
- (3) 介護職員は、利用者の通所介護（介護予防通所介護）計画に基づく介護を行う。
- (4) 生活相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じると共に、介護業務全般の計画、指導を行い、品川区との連携を図るほか、ボランティアの指導を行う。

(事業の実施日および実施時間)

第6条 当事業所の営業日および営業時間は、次のとおりである。

- 1 実施日 月曜日から土曜日（祝日実施）
 ただし、12月31日から1月3日までを除く。

2 実施時間 午前8時30分から午後5時30分

(サービス提供時間および利用定員)

第7条 当事業所の1日のサービス提供時間および利用定員は、下記のとおりとする。

認知症対応型通所介護

介護予防認知症対応型通所介護

単位1	サービス提供時間帯	午前9時30分から午後4時	12名
-----	-----------	---------------	-----

単位2	サービス提供時間帯	午前9時30分から午後4時	12名
-----	-----------	---------------	-----

地域密着型通所介護

品川区介護予防・日常生活支援総合事業による予防通所事業

単位1	サービス提供時間帯	午前9時30分から午後4時	18名
-----	-----------	---------------	-----

(通常の事業の実施地域)

第8条 事業の実施地域は、原則として品川区東大井、南大井、勝島、大井、西大井とする。ただし、実施地域外においても必要性に応じて品川区と協議の上、実施する。

(当事業の提供方法、内容および利用料等)

第9条 当事業の提供方法および内容は、次のとおりとする。

- 1 従業者は、「品川区在宅介護支援システム」に基づいて、指定居宅介護事業者または利用者が作成した居宅サービス計画に則して、サービスを行うものとする。
ただし、緊急を要する場合にあっては、居宅サービス計画作成前であってもサービスを利用できるものとし、次に掲げるサービスから利用者が選定し提供する。

- 1) 身体介護に関すること

日常生活動作能力の程度により、必要な支援およびサービスを提供する。

- 2) 入浴に関すること

家庭において入浴することが困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。

- 3) 食事に関すること

給食を希望する利用者に対して、必要な食事サービスを提供する。

- 4) 機能訓練に関すること

体力や機能の低下を防ぐために必要な訓練および日常生活に必要な基本的動作を獲得するための訓練を行う。

- 5) 介護予防サービスの実施に関すること

利用者が、生きがいのある快適で豊かな日常生活を送る事ができるよう、生活機能向上活動を実施する。これらの活動を通じて仲間づくり、老いや障害の受容、心身機能の維持・向上、自信の回復や情緒安定を図る。

- (1) 個別活動

- (2) 集団活動

- 6) 送迎に関すること

送迎を必要とする利用者に対し、送迎サービスを提供する。送迎車両には従業

者が添乗し必要な介助を行う。

7) 相談・助言に関すること

利用者およびその家族の日常生活における介護等に関する相談および助言を行う。

2 当事業所は、利用者の心身や生活状況の変化等の把握に努め、そのサービス内容の詳細について個別の通所介護計画及び、予防通所介護計画を作成し、必要に応じて事業所内カンファレンスを行うほか、指定居宅介護事業者との適切な連携をはかることとする。

3 当事業の提供を開始するにあたって、本規程にそった事業内容の詳細について、利用者に契約書の書面をもって説明し、同意を得たうえで署名（記名押印）を受けることとする。

4 当事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬上の告示上の額、または品川区が定める額とし、当事業の利用者が、法定代理受領である場合には、その額に負担割合証に記載された割合を乗じたものとする。

また、第8条に定める実施地域以外の送迎サービスの提供を行う場合は、その実費および経費等を踏まえて、適正な別途送迎料金の徴収をすることが出来る。この場合、利用者または、その家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

1) 食費、オムツ代、その他、利用者に負担させる事が適当と認められる費用で、重要事項に記載された料金の支払いを受ける。

2) 前各号に掲げるもののほか、事業所内で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、その利用者が負担することが適当と認められる費用につき、実費を徴収する。

5 前項に費用の支払いを含むサービスを提供する際には、事前に利用者またはその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービス内容及び費用の説明をした上で、利用者の同意を得る。また、併せて、その支払いの同意する旨の文章に署名（記名押印）を受ける。

6 利用料の支払いは、預金口座振替（自動振込）または銀行口座振込、現金により指定期日までに受ける。

（事業所の利用に当たっての留意事項）

第10条 当事業の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・当事業所利用中の食事は、特段の事情がない限り事業所の提供する食事を摂取いただくこととする。特別な事情により持参が必要な場合は事前に相談を行い、管理及び提供方法を検討し提供する。
- ・飲酒については原則禁止とする。喫煙については建物内外含めて禁止とする。
- ・火器の取り扱いは原則禁止とする。
- ・設備・備品の利用は、正しい利用方法に則って使用すること。使用方法が不明な場合は従業者へ確認すること。故意に紛失や破損した場合は弁償とする。
- ・所持品・備品等の持ち込みは自己管理であることが事前に確認出来ている場合、

可能とする。ただし紛失時には事業所側での捜索や弁償は行わない。

- ・金銭・貴重品の持ち込みは原則禁止とする。特別な事情がある場合や自己管理の場合は持ち込み可能とする。紛失時に当事業所は一切の責任を負わないこととする。
- ・利用時の医療機関の受診については、利用者の状態に応じて当事業所の看護師が健康状態を確認し、在宅医や訪問看護師、介護支援専門員、当事業所管理者等へ相談・情報共有のうえ判断する。受診が必要と判断した場合は当事業所では往診ができないため、一度自宅に送り、在宅医や訪問看護師に繋ぐ。利用者の体調が急性な状態である場合は当事業所にて救急車を要請する。
- ・宗教活動を行うことは禁止する。
- ・ペットの持ち込みは禁止とする
- ・利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
- ・他利用者への迷惑行為は禁止する。

（サービスの提供記録の記載）

第 1 1 条 サービスを提供した際には、その提供日及び内容、その他必要な記録を記載および電子記録システムへ入力し、サービス提供終了後も 2 年間保管する。

（個人情報の保護及び守秘義務）

第 1 2 条 利用者の個人情報を含む通所介護計画書及び予防通所介護計画書など各種記録については、関係法令及びガイドライン、法人の規定等に基づき個人情報保護に努めるものとする。

- 2 当事業所の職員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守するため、職員でなくなった後も秘密を漏らすことがないよう、就業規則に記載のある内容に則って遵守する。

（苦情処理）

第 1 3 条 当事業で提供したサービスに関する利用者及び家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者または家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じるものとする。具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について、利用申込者またはその家族にサービス内容を説明する文章に記載するとともに、事業所に掲示する。

- 1 苦情受付窓口の設置、担当者の配置、
- 2 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組みを自ら行う。
- 3 提供したサービスに関し、法第 2 3 条の規定により品川区が行う文章その他の物件の提出もしくは提示の求めまたは品川区の職員からの質問もしくは照会に応じる。また、利用者または家族からの苦情に関して区市町村が行う調査に協力するとともに、品川区から指導または助言を受けた場合においては、当該指導また

は助言に従って必要な改善を行う。

- 4 品川区からの求めがあった場合には、改善内容を報告する。
- 5 当事業所に係る利用者または家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第2号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導または助言を受けた場合においては、当該指導または助言に従って必要な改善を行う。
- 6 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善内容を報告する。

(事故発生時の対応)

第14条 当事業所は、安全かつ適切に、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行なう。

- 1 事故が発生した場合は、状況及び事故に際して採った処置について記録する。
- 2 事故が生じた際には原因を分析・解明し、再発防止の対策を講じる。

(従業者の服務規律)

第15条 従業者は介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、事故の業務に専念する。服務に当たっては、協力して事業所の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- 1) 利用者に対しては人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること
- 2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- 3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(従業者の質の確保)

第16条 従業者の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

- 1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- 2) 継続研修 年2～3回
- 2 当事業所は全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(従業者の勤務条件)

第17条 従業者の就業に関する事項は、別に定める社会福祉法人さくら会の就業規則による。

(衛生管理)

第18条 職場の安全衛生水準の向上を図るため、安全衛生推進者を配置し、従業者の安全や健康国保などに係る業務を担当させる。

- 1 サービスの提供に使用する備品等は清潔を保持するため、業務開始前・終了時

の日々の清掃・消毒を施すなど、常に衛生管理に留意するものとする。

- 2 従業者へは、研修や勉強会を通じ感染症対策や衛生管理に関する知識の習得を図る。
- 3 当事業所は、従業者に対し感染症等に関する基礎知識を習得させるため、必要な教育に努めるものとする。
- 4 当事業所は、従業者に年1回以上の健康診断を受診させるものとする。
- 5 定期的に害虫駆除を行う。
- 6 当事業所は、事業所内において感染症の予防及び発生、まん延防止のために次の措置を講ずるものとする。
 - 1) 当事業所における感染症の予防及び発生、まん延防止のための対策を検討する委員会について担当者を設置し、定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
 - 2) 当事業所における感染症の予防及び発生、まん延防止のための指針を整備すること。
 - 3) 当事業所において、従業者に対し、感染症の予防及び発生、まん延防止のための研修及び訓練を定期的を実施すること。

(緊急時における対応方法)

- 第19条 当事業所の従事者は、当事業を実施中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。
- 2 当事業を実施中に天災その他の災害が発生した場合、利用者の避難等の措置を講ずる他、管理者に連絡の上その指示に従うものとする。

(非常災害対策)

- 第20条 消防法施工規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。
- 1 防火管理者には、事業所管理者を充てる。(事業所管理とは別に定めることも可)
 - 2 火元責任者には、従業者を充てる。(名前を列記しても可)
 - 3 非常災害用の設備点検は、外部委託業者に依頼する。
 - 4 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
 - 5 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
 - 6 防火管理者は、従業者に対して防火教育、消防・避難訓練を実施する。

1) 防火管理者	管理者
2) 総合訓練	年1回以上
3) 消火・通報訓練	年1回以上
4) 通報・避難訓練	年1回以上
 - 7 当事業所は前6号に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られ

るよう連携に努める。また従業者も地域で行われる総合防災訓練などへの参加に努める。

（業務継続計画の策定に関する事項）

- 第21条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対して必要なサービスの提供を継続的に実施するため、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。
- 2 当事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 当事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（運営推進会議）

- 第22条 当事業が地域に密着し地域に開かれたものにするために、運営推進会議を開催する。
- 1 運営推進会議の開催は、おおむね6ヶ月に1回以上とする。
- 2 運営推進会議のメンバーは、利用者、利用者家族、地域住民の代表者、品川区の担当職員もしくは事業所が所在する地域を管轄する地域包括支援センターの職員、及び当事業所の従業者、認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護及び地域密着型通所介護についての知見を有する者とする。
- 3 会議の内容は、事業所のサービス内容の報告及び利用者に対して適切なサービスが行われているかの確認、地域との意見交換・交流等とする。
- 4 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

（身体拘束等）

- 第23条 当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当事業所の管理者がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状態、緊急やむを得なかった理由を＜経過観察・再検討記録＞に記載し経過を確認するとともに身体拘束を解除する事を目的とした検討を利用者・家族・他職種とともに継続する。

（高齢者虐待の防止に関する事項）

- 第24条 当事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。
- 1） 虐待防止に関する担当者を選定し、高齢者虐待防止委員会（インターネット回線を活用しながら担当者が遠隔で参加する事が可能とする）を設置する

こと。

- 2) 虐待を防止するための従業者に対する定期的な研修を実施すること。
 - 3) 成年後見制度の利用を支援すること。
 - 4) 前1号に掲げる委員会を定期的に実施し、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - 5) 当事業所における高齢者虐待防止のための指針を整備すること。
- 2 当事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを品川区に通報するものとする。

（その他運営についての事項）

第25条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えて利用させない。特別な事情の有る利用については事前に品川区と協議し、受け入れの可否を判断し決定する。

- 2 指定管理の指定通知書、運営規程の概要、重要事項説明書及び利用者負担の額、苦情処理の対応、個人情報保護については、当事業所内に掲示する。
- 3 当事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 4 当事業に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、社会福祉法人さくら会の理事会において定めるものとする。

付 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

付 則（平成17年9月29日理事会決定）

この規程の改正は、平成17年10月1日より適用する。

付 則（平成18年3月31日理事会決定）

この規程の改正は、平成18年4月1日から適用する。

付 則（平成20年3月24日理事会決定）

この規程の改正は、平成20年4月1日より適用する。

付 則（平成24年3月29日理事会決定）

この規程の改正は、平成24年4月1日より適用する。

付 則（平成２４年１２月６日理事会決定）
この規程の改正は、平成２５年３月４日より適用する。

付 則（平成２６年３月２７日理事会決定）
この規程の改正は、平成２６年４月１日より適用する。

付 則（平成２７年３月２６日理事会決定）
この規程の改正は、平成２７年４月１日より適用する。

付 則（平成２８年３月２４日理事会決定）
この規程の改正は、平成２８年４月１日より適用する。

付 則（平成２９年３月２３日理事会決定）
この規程の改正は、平成２９年４月１日より適用する。

付 則（平成３０年３月２２日理事会決定）
この規程の改正は、平成３０年４月１日より適用する。

付 則（平成３０年５月２３日理事長決定）
この規程の改正は、平成３０年８月１日より適用する。

付 則（平成３０年１２月６日理事会決定）
この規程の改正は、平成３１年１月１日より適用する。

付 則（令和元年８月１日理事会決定）
この規程の改正は、令和元年８月１日より適用する。

付 則（令和元年９月２０日理事会決定）
この規程の改正は、令和元年１０月１日より適用する。

付 則（令和元年９月２０日理事会決定）
この規程の改正は、令和２年１月１日より適用する。

付 則（令和３年３月２６日理事会決定）
この規程の改正は、令和３年４月１日より適用する。

付 則（令和５年１２月７日理事会決定）
この規程の改正は、令和６年４月１日より適用する。

付 則（令和6年3月21日理事会決定）
この規程の改正は、令和6年4月1日より適用する。